

守秘義務契約書

特定非営利活動法人KIDS（以下、KIDSとします）と_____（以下「スタッフ」とします）は、「スタッフ」が「プロジェクト」に参加するにあたり、次の契約（以下「本契約」という）をします。

第1条（定義）

本契約において使用される用語の意味は、以下のとおりとします。

1. 「秘密情報」とは、第2条の規定に基づき、KIDSから「スタッフ」へ提供された個人を特定可能な個人情報であって、KIDSからへ書面および磁気ディスク、フラッシュ・メモリ等の電子媒体または電子メール等により開示される情報で、明確に秘密である旨の表示がなされたものをいいます。
2. 「プロジェクト」とはKIDSの年間事業計画に基づく特定非営利活動をいいます。

第2条（情報の開示）

KIDSは、「スタッフ」に対し、「プロジェクト」に関する必要な情報を開示します。

第3条（秘密保持）

本契約期間中および本契約終了後、「スタッフ」はKIDSから開示された「秘密情報」の秘密を守り、第三者に開示または漏洩しないことを誓います。ただし、この秘密保持義務は次の各号のいずれかに該当する情報には適用されないものとします。

1. KIDSから知る以前に、すでに一般に知られているもの。
2. KIDSから知る以前に、すでに自らが知っていたもの。
3. KIDSから提供された「秘密情報」によることなく、独自に入手したもの。
4. 正当な権限を有する第三者から秘密保持の義務を伴わずに知ったもの。
5. KIDSから予め書面による承諾を得たもの。

第4条（使用制限）

「スタッフ」は、KIDSから開示された「秘密情報」を「プロジェクト」のために使用できるものとし、それ以外の目的には使用してはなりません。

第5条（秘密情報及び処理データの管理）

1. 「スタッフ」はKIDSから開示された「秘密情報」を、漏洩または紛失を未然に防ぐため、自己の同程度に重要な秘密情報に対するのと同等の注意をもって管理しなければならない。
2. 本契約の終了または満了、あるいは「プロジェクト」の完了に伴い、「スタッフ」はKIDSから受領した「秘密情報」の使用を直ちに中止し、KIDSの要求に基づき、当該「秘密情報」およびその複製物をすべて破棄あるいはKIDSに返却す

るものとしします。なお、「秘密情報」が電子情報である場合、「スタッフ」は当該電子的な「秘密情報」を破棄するものとしします。

第6条（契約締結の事実の秘匿）

KIDSと「スタッフ」は、本契約締結の事実および内容を第三者に開示、漏洩してはなりません。

第7条（契約期間）

1. 本契約は当事者による契約調印日から「プロジェクト」完了時まで有効としします。
2. いずれの当事者も相手方に対する書面による30日前の通知を以って本契約を解約できるものとしします。
3. 第3条及び第8条は本契約終了後も存続するものとしします。

第8条（協議事項）

本契約の運用に際し、本契約に定めのない事項及び疑義を生じた事項については、その都度KIDSと「スタッフ」が協議して決定しします。

本契約の締結の証として、本契約書2通を作成し、「スタッフ」が捺印もしくは記名の上、各1通を保有しします。

20__年__月__日

KIDS

〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷5-17-2-202

特定非営利活動法人KIDS

代表 山本美樹夫

「スタッフ」

〒_____

(住所) _____

(氏名) _____